

負丈雜記

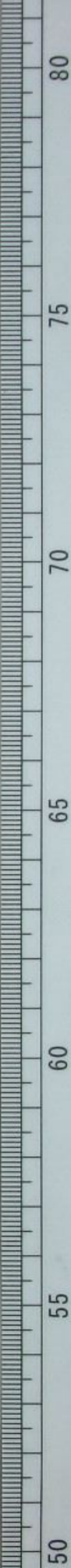
官位之部
役名之部

四

73

233

4





役名之部

三職三職四職ハ斯波氏武宗 細川氏 畠山氏 此三家ト云
 一 三職トハ 管領職管領職ト云ト云 義満公義満公ノ御代御代ト云ニ 改テ管
 一 管領トハ 執權職執權職ト云也 義隆公義隆公ノ御代御代ト云ニ 改テ管
 領職ト云 斯波細川畠山ノ三家是ト云 御代ト云 也
 其不可然 其不可然 其不可然 其不可然 其不可然 其不可然
 八段之記 八段之記 八段之記 八段之記 八段之記 八段之記
 然間管 然間管 然間管 然間管 然間管 然間管
 領之一人 領之一人 領之一人 領之一人 領之一人 領之一人
 ヲハ執事ト申ヘキ也 ヲハ執事ト申ヘキ也 ヲハ執事ト申ヘキ也 ヲハ執事ト申ヘキ也 ヲハ執事ト申ヘキ也 ヲハ執事ト申ヘキ也

たーりまよりのハ義海の中代に細川形之管領職
ふるれり高経入道の子斯波右衛門佐義將を管領
に立成りしり斯波の家代に武衛と云武衛ハ兵馬
の唐名也代に右衛門佐子代に多丸也畠山尾花
義深の子右衛門佐基国管領とあり以畠山細川斯
波の家と云管領とも三職とも云

一四職と云ハ山名一云細川後州畠山修理左衛門と云又
四職流と云云書札被仰りて云云
負助雜記云四職事ヲ四殿衆ト申ナリ
云云極赤松を四職と云一ツリ時代少くして遠あり
領侍所の別向を仰り也

一市相イナ伴ト流トと云ハ大名の門を総量を撰ハ市相イナ伴ト子
伺イナ作トせしむ也公方イナ極ト法ト名ト市成トの時市相イナ伴ト子
兼イナ々ト人ト也イナ 殿イナ半ト老トの法相イナ伴ト子イナあり

一市イナ供ト流トと云ハ建武元年高氏に鎌倉より市上イナ治ト
乃時市供イナ流トより也伊勢守家も市供イナ流トの中
一也其人ハ子孫を後にも市供イナ流トと名付て

公方イナ極トの市前イナありけり市イナ用トをけり極イナ也今市上イナ性ト流ト
仕イナ外ト市イナを近く市用トをけり極イナ也今市上イナ性ト流ト
と云人との市イナ方ト乃こし

一政イナ所トと云ハ市イナ殿ト中の政イナをけり市イナ殿ト乃高
後也イナ 管領イナ 畠山

山左忠の獲の才島山式部が捕し伊能とて五人は役を
 勤めたり伊能を代へ政不有 殿中法をり法政人
 乃其司才 殿中乃法を法政に礼儀作法あり
 大和事より一政不の指部也 政不代ハ蜷川新右衛門
 政不開闢ハ布施り也政所ハ政也 政不代ハ助也
 法之を此也開闢ハ肝をせり也志馬り也
 一 所所をりハ所所中の為り表向女中 方とて思
 也伊能代り政不所所なり兼有なり
 一 不月代と云ハ 負衡云四職の助也云侍所ノ名代也
 一 評定元と云ハ 十四人あり 法事評定の役也公事方

かども承り役也負衡役也

一 守り元と云ハ 負衡云是を右の筆方と云十二人
 評定元と奉り元と云ハ 三十六人を公事 方法を
 評定元と極り元を政不也一と評定あり也三十六
 人を政不十八人日付 立飛安由安をりけ急の候ハ
 日夜よりさう次其日の當る候一長也此の時我心入乃
 通る書記ニ 辛六人ト也 判形をとる 亦重ト取所
 者ハ判形せず思急の程を書記候へ也其ト云 評定
 ありて政不也也 出會ての法也此也
 一 守り元存の筆方と云ハ 筆拔書条と云ハ 公事

之乎昔ハ其番ニテ 盈登るるも然キ安法之祇
作テ大方家ニ乃次第ニ此、此中セ

一番方ト云ハ右の六ヶ處乃る也

一節相流ト云ハ右の六ヶ處乃る也 殿中中次ハ此ハ見

方節云節儀也 朝ハ朝日也 番方の流ハ常ニ公方極

へ而目見る、年始云節儀朝日十九日計而目見らる

一節相流ト云ハ 室所殿中代節相流ト云ハ、

一探領ト云ハ九州ありハ九州惣領を言ハ其の人セ

一在玉流ト云ハ 室所殿中代節相流ト云ハ、

一在玉流ト云ハ 室所殿中代節相流ト云ハ、

住居氏大各のる也

一國人ト云ハ 在國元のる也 書札案ニ云宗刑刻

大浦原ニ波津海國人也云云此云

一侍所別南ハ侍の頭也 勅役あり侍ト云ハ侍の祇

一作出ハ不侍ト云ハ侍を支配あり人を別當ト云

一小侍別南ト云ハ負衝ト云ハ侍ト云ハ侍の祇

一使あり侍の祇儀あり不侍ト云ハ侍を交

死あり人を小侍の別南ト云ハ成攻牙古実ト云ハ侍

而用のる、自然而それの時役人侍の人も

とされハ役人祇儀の而殿中ト云ハ役人を小

則今日所始神小侍別當也陸奥三郎重時年廿二

東鑑卷之六十四
承久元年七月
時者宿衛等
定於前代者
可然軍時雖
當到行西侍
手屬之間侍
仍各候侍可
左之服也并護也

東鑑卷之六十四
伊賀守三尉光家
太平記卷之三
東下向
血習侍臣番

侍所別南ハ侍の頭也 勅役あり侍ト云ハ侍の祇

一作出ハ不侍ト云ハ侍を支配あり人を別當ト云

一小侍別南ト云ハ負衝ト云ハ侍ト云ハ侍の祇

一使あり侍の祇儀あり不侍ト云ハ侍を交

死あり人を小侍の別南ト云ハ成攻牙古実ト云ハ侍

而用のる、自然而それの時役人侍の人も

とされハ役人祇儀の而殿中ト云ハ役人を小

房ハミナ井ニ斗髪アリシツカ物語ノ画ニカ者ノ軒ニテヒタキカニ画タリ管領ノ坊ハヒタキカニシ

刀者ノ名ノ
未ニ記ス

一房ト云長刀を持川者也公方極小房カ一而七刀

一中間ト云ハ侍の下者ノ也侍ト少者ノ間有る也伴

中間ハ苗氏
不名来リ
見ヨリニテ
糸ニ記ス

一少者ト云ハ中万の下者ノ也公方極成時法少者ハ之

少者ノ名ノ
未ニ記ス

指又而皆をもを止ヤ也

足燈ト云
モ古ヨリ
アリホニ
記ス

一古も中間ハ苗氏とかの...也武雜書札ニ天文

二年七月六日の首臣文と記し... 中間

一苗氏有...侍...苗氏と書し...

一古の中万ハ今徒学の者ト云類也古少者ト云ハ今且

怪ト云類也格式と引く...ハ必は...

一雜多ト云ハ多ク寸書...雜多トハ中間ト

ミナ井ノ者ト云也公家トハ中間ト雜多ト

ミナ井又公方極の而雜多トハ又別...大万の人

豊記抄云
推色公家
ミナ井中間ト云
作ト云ハ
ミナ井ノ者ト云
ミナ井ノ者ト云
ミナ井ノ者ト云

東鑑頼朝

雜多ノ名時ハ鶴太郎宗光定遠信方...

保元物語ト云...

長京元年九月十二日江州而陣着到方云而承仕釣原防香潤坊常坊坊之文條くすま中兼仕常叔云

何れモ 利發ノ者也 一 加也者ト云ハ悴者ト書ク一而いやしき 雑役の人吏也

一 而兼仕ト云ハ是モ性平者也 正月五日卯日十五日か

通照寺の
承仕は作
トアリ抄向
云承仕ハ
寺中ノ一
渡シ法
十トノ雜役
ヲスル者

海屋不云仙同執柄家以下不任至宿以叙法橋法取而室門部不詳僧侶
隆外觀言勸聖院寺以叙法橋法取而室門部不詳僧侶

乃云承仕ト云ハ是モ性平者也 正月五日卯日十五日か

源平盛衰記卷廿六日 被園ヤ 云是ハ當社ノ兼仕法條ニ

承仕ノ
行又是
十八日

一 而石侍ト云モ而兼侍ト云モ者ある一 而兼侍ト云モ

而石侍ト云ハ而石侍ト云モ而兼仕ト云モ悉皆 洞中ノ根銀乃

由也其ト云ハ而石侍ト云モ而兼仕ト云モ悉皆 洞中ノ根銀乃

由也其ト云ハ而石侍ト云モ而兼仕ト云モ悉皆 洞中ノ根銀乃

源平盛衰記卷廿六日 法住寺殿ノ所侍東ノ釣殿ノ人ヲ
ト云ク集メテ酒吞ケル

一 同明ト云ハ利根の者云 殿中ノ諸侍ヲ法ウレ雜

古事談卷五 云考謙天皇 建之西天寺 時中皇令引 卒同明ヲ餘 人生天上云 是長牛大臣 變ラテ同明 日向ノ明友ト 云事ニ後 世ノ利根ノ 故侍ト云ニ 法ウレ又云 同シクシテ 其物ハ同シ カラス

汝の者也 承乃子ヲ法ウレト云ク 承乃子ヲ法ウレト云ク

式説云 麻花院 義滿云 十歳ノ父子カレハヒト

細川頼之 祇事ト成テ 義滿ヲ云ク 義滿ヲ云ク

乃云ク ヒト云ク 法住六人ヲ云ク ヒト云ク

て大少カクセテ 倭坊ト名ケ 又童坊トモ名ケ 何れモ

何れモ 倭坊ト名ケ 又童坊トモ名ケ 何れモ

いふや 殿中をあり せ法住のあぬ者ト云ク

くま 志らり 是ハ義滿ノ倭人ヲ云ク

一或説云系於將軍乃而代武家の十一位と云ふあり
 一而一族ニ大名ニシテ護四外松トサテ洋定辰六ニ供
 辰七ニリ次ハ番方九ニ國人十ニ多ク十一ニ末男是也
 貞丈按出ルニ十一位ト云々我家の記録ニ見ユ不足
 利源氏代流傳の格式十一位ト限ルニテテ多ク
 一ニ藏四藏政不を辰格節曰明ホ武士位分あり
 や十一位ト云々名目ハ後人乃以ヒテテテテテテ
 一而於辰辰ト云々テテテテテテテテテテテテテテ
 乃門ニあるハあき人々テテテテテテテテテテテテテテ
 今一人ハ一ニ式テテテテテテテテテテテテテテ
 唱食
 カツキキ

祇供者ト云々是ハ而用心のよみある毎ニ而寝而
 而り而をせしり辰あり一ニ辰ハ一歳の人初ル也

一調度掛ト云役ハ主君の而テ多ク而テ而供中ニ也
 而テ而ハ而ニ指而矢ハ簡子テテテテテテテテテテテテテテ
 而之服記ニ調度懸一人
 東鑑卷三ニ見テリ

調度懸のテテテテテテテテテテテテテテ
 右大將形辰辰の侍リ
 而テテ二十の衆を以テ女人の歌を村々ニ出テ考
 而守ハ調度かけんニ付ありテテテテテテテテテテテテテテ
 一而テテ北テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ
 而目ニ使テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ

調度懸

東鑑卷三ニ見テリ
 右大將形辰辰の侍リ
 而テテ二十の衆を以テ女人の歌を村々ニ出テ考
 而守ハ調度かけんニ付ありテテテテテテテテテテテテテテ
 一而テテ北テテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテテ

東鑑十三云建保三年將軍實朝任大將為辨賀參鶴岡隨兵江利官能範布衣

謹緒 具乃那 記又洞交惣と書てていげけいしん
刀即等 三人雜を 四又調度 掛一人放 免四人

一 使節と云も使者と云ふ也使者をいふは使節
と云ふは貴族及び一 貞衡流之

一 古庵下人として今ハ料理人として

一 旧記に落涼軒とありハ主於相玉寺の内入寺岩の名
也ハ落涼軒の住僧多於將軍の使代ハ殿中へ入りて

公方極出家流へ而附而の時ハ奏者役を勤めしれ也
落涼軒ハ相國寺の西堂也 西堂ハ六禪家の名也世の以知り候也
首王草寮西堂東堂とのふ

る也西堂よりハ社の官なり東堂ハ禁裏より作れ也
東堂より長老とも和尚とも云々紫衣より是れ也

文正年中の落

落軒ハ真桑西堂とヤけり也

一 布衣乃復して云ふる布衣書てありしむ之布衣と
東鑑卷辛弘長元年八月廿日余出羽上藤次郎左三門尉被仰可着布衣之旨之處日敷已
迫之間ハりきぬの也 相名を記しし布衣を被仰可着佛おりの中ハ
侍衣難用意之由辞申すと云ふハ八月廿日鶴岡八幡宮放生會將軍御出
侍衣ト云ハ依りて云は車かめの時も同し而氣門内社系と云ハ規
へり是侍衣ト云トモ云ラノ證ナリ
式を記しし時乃る也 余ハ聞書てあるいの人ハこの二ハ
ハ布衣をかくけてある南大門の前より云々ありあり

一 ちかてしき乃復して云ふる是も而内法社系と云ハ此の所の
而附あり 布衣と書てたりしむ也 左方をまきて
而依りて云ハ此の法依の尻ハ刀をくく 其のふり ちかて 左方を
又帶劍ノ 殺トモ云

中忍中左ノ
備方々
久クエカク
キヌミツ
トアリ

酒衣掛の役
人酒衣掛
自々
あやまり
具は古
近世
タレ物

使はるる儀也

一 酒衣知の役人酒衣のかけ振別の儀ありエミラ

て弓を左に持たざるまぎらうとすを其の身ヤナシの足ありて

常の時より弓持より弓の射の射の射の外外を左の肩に

あぐりて持也儀装束儀の素襦袢長袖の空下は

酒衣知の役人を將軍家のもの一具一具ありて東證等

可んえとす又將軍ありぬ人も一具あり也義教

公の服記に執持た是佐義淳酒衣掛一人具あり

由より号胡録負あり又車籠も一字記あり

厨以下六人酒衣知の具一具一具ありて酒衣知の

役一人一人は於合二人なり又義教公の服記に

侍所赤松伊勢守義雅良従の形を記し一僕ハ

紺の生糸より銀糸より紋を押し酒衣を掛手蓋内

あはるる一具ありて一具ありて一具ありて

一 酒衣知とて一具一人なり也是は義雅カ名一具一具ありて侍の

矢を帯しして所儀ありて是は一人一人を帯し

其乃身より一具の面目とする也一具一人一人を帯し

酒衣知とて一具の酒衣也武家三人一人一人也公家

三人一人一人を帯しして一具一人一人を帯し

公家武家一具一人一人を帯しして一具一人一人を帯し

左のめ
二行
四行
ゆへ
あひ
リ

是は義雅カ名一具一具ありて侍の

儀
儀
儀

一 放免ハクワンと云ハ 檢非違使廳乃下邇シモの各也シモ亦記云カキテトシ

原平盛ハシラノ其記卷十三シテ兼成カネナリ下邇シモ金武カネタケト云

平家物語 卷ノ五文 放免あり 寃ウツキ竟キマの大力大腹オホチカラオホハラ卷ノ左右サダマの小子コナリセリ

向令ムカシノミコトト云兼成ハ 明法博士メイポウダシト云 檢非違使ケンビワイシ判官バンカン兼成カネナリ

人なり又盛表記十八シテ女メ之ノ流ナリ 廳乃下邇シモ放免二人ニヒトト云 向令ムカシノミコトト云

又曰卷シテ神カミノ系ケイ 又曰卷シテ神カミノ系ケイ 又曰卷シテ神カミノ系ケイ 又曰卷シテ神カミノ系ケイ

右の文を以テ放免ハ 檢非違使の廳乃下邇シモ乃官人ノシヨウジン 檢非違使ケンビワイシの官位ノシヨウの部ノベ記シ

東鑑ノ中 將軍御出 行列ノ中 而兼成ニ 人ト所ニ 又タリ

一 系ケイ替カヘト云 後あり 原平盛表記卷シテ廿七ニ 信濃シノノ核田クサタ河原カハ云

字聲ジヨウを使シ才ノ本ノ名ノ及キ一ヒトヤリトあり けケ外ノ取リ

ト云ナリ 檢ケン非ビ違ワイ使シト云 檢ケン非ビ違ワイ使シト云 檢ケン非ビ違ワイ使シト云

一 馬部ウマベ吉祥キョウキョウト云 以ヨリ後ノ也ナリ 盛表記卷シテ廿五ニ 小野コノノ馬ウマ

部ベ吉祥キョウキョウニ三人ニヒト留トドマ立タテト云 下シモ賤セ雜ザ役ヤク仕シ者ノ有アリト云

一 旗ハタ差サシト云 八軍陣ハツツンジンの時トキ大将ダイショウ乃ノ旗ハタを馬ウマ子コ系ケイるルト云 取リ

侍シ乃ノ也ナリ 右ミダリの旗ハタハ長ナガサ一丈イツサウ計ケイ少シト云 大オホ乃ノ拍ヒキ

馬部古ト 下ニ記ス 馬部ト 吉祥ト 又吉トモ 自ホニモ 吉ナリ

東鑑卷 九奥州 攻ノ年 而旗差ト云 侍乃也 右の旗ハ長サ一丈計少ト云 大乃拍

盛表記卷廿六 中約言ノ侍物太ニ而頼良ハ完ニ見ノ事ノ上ニ能引放ツ矢ニ旗差頭ノ四骨ヲ 射サセテ馬ヨリ落ル

盛衰記云云

後三年ノ合戦ノ後ニ旗差ノ侍鎧着テ馬ニ乘テ旗ヲ持タリ

野摺

あつた了りし中も持中様も旗差馬も

鎧着

平盛衰記太平記より見えたり武田信玄

毛馬

謙信など戦乃比し旗差ありて了りし中も

太平記

る所は足懐ふも肯く願せてありし中もあゆませ

御所

しは徳を付て左之川もせむし中も旗差三人

御所

悪も也又古ハ長旗也後ハ氣付旗々四年も

御所

信をあるは中も氣付旗也

御所

一旗差乃り平治物語義朝より又のひて

御所

あつた原成むらさきもあつた成名ハ中も

御所

あつた旗の倉人サ中も供立記に云或は

時ハ歎之而用上一節ハうつぶの内ハ今之而ハうつぶ

の上ハ一節ハ殿者も一之也又公家も

舍人歎をさす也桃花葉葉之節良ス歎者人指ス

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中 懐中

右高細御鑑着乃後を勅むは時を徳昭楠を鑑
 の上より何てと忌しきるを今に足てあやまり也
 と云々を志ししを言徳り小舎人童守付て
 言徳り先々れハ言徳鳴くま君の御鑑を志成
 る日ハあしるあ時先昭楠を志て進出者也
 此も男昭楠を御鑑の志志成る也是を難す
 者ハ勇士の故志を言手まざる也し以て東鑑
 卷しあし足えし
御曹持ト云後アリ東鑑三所ケニアリ
將軍ノ御曹ヲ持ツ後人ナリ
 一御鑑着御旗差御調度掛御弓袋柄以上四不
 其分量を撰りし作候なるよしし武士の西

目とする後也東鑑をよみて知る
 一隨兵ト云將軍家御お賀乃御案内ハハ御位
此礼を禁裏（中）上りあを云
御案内ハ禁裏（中）入り云又ハ神社（法皇御）の御武
 仍列を言し時名ある武士幾十騎も第百
 騎も甲曹カウチウを志しし御供するを云何れも
 外の御供の面ハ水干赤金指衣志志未乃志未
 也隨兵ハ主君を志護しし御供知甲曹を
 志しし矢を志しし御供する也
ハ三浦を志しし御供する者必中後子御供す
三浦トハ志す乃勇士代武
勇あり弓守の達者密儀

つよくて他家なく国をハ守護せしむる日
ハ惚けけりて朝廷八年に子安之武家ハ日
ハ盛也

一從者ト云ハ人のめつひのる也主人ト從者
者ト云ハ之 執書系紙相決るといふま
とあるも從者あり

一孔子の役のる者ト記スめし闕を孔子ト書カ
創石書ト多シ定家ハ明月記云貞永二年
正月五日昨日小弓東馬場左庭以孔子賦分左右勝
方江○又云文曆二年十月三日真心房語給實有石

武家
兼任
剝奪

漸門尉智通能經光殊傳撰孔子賦ト筮○東鑑卷四
十七康元二年丁巳日大慈寺供養曼荼羅供大阿闍梨等事有
評議中畧四人以孔子賦被定云○東鑑脫漏元二年七月於所取
孔子致經營結構引出物等云○室町記卷二應安五年日評定始
孔子津田左近將監是闕後又應安五年而評定始孔子誣方
左近將監又同七年而評定始中畧孔子飯尾右近將監此等闕右乃
時次而評定被始行之中畧闕子飯尾右近將監此等闕右乃
孔子何ト闕ト云ト孔子ト書タル也孔子ハ漢音ユリ
假字也

一兼任ハ剝奪の者也兼任法師ト云也海人漢音庶及

旗差リテモ
侍馬トシテ
旗ヲ持テ
旗ヲ主君
頭ニサシ
カクルヨシ
アラス

ニ云兼任法師ノ事 仙洞杵柄家以下被召仕 至若
老幼叙法橋法眼ニ云

一 弓袋差ノ事 前モ記弓袋差トハ弓袋おしき事ト云フ
云ハくくもくもく之ヲ儀棒也 コフクロサシ サシクルニ云ハサシアクルノ畧語ナリ
主君の弓を弓袋ニ 弓袋杖ノ 納ル也 サシクルニ云ハサシアクルノ畧語ナリ
儀杖卷ル也 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 納ル也 儀杖杖ノ 是を納ル後
三年を儀杖の事ト云フ 儀杖杖ノ 東邊ヨリ儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 近世の
人ヲ儀杖トシテ云フ事ト云フ 儀杖杖ノ 加ハル也 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ
弓袋を主人の頭の上ニヤ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ
近世の人の画リヨリ儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 主人歩行儀杖杖ノ

より弓袋を主人の頭の上ニヤ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ

一 馬部吉祥ノ事 既モ記馬部ハ厩乃舍人乃別号ナルニ
厩の中間ニテ馬の口取カズル者也 吉祥又吉上トモ書之是
皆儀杖之愚 按ハ黄色ト云フ 儀杖杖ノ 黄色ハ其位ノ者ト云フ
色也 是トハハ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 儀杖杖ノ

一 仰弓場始乃時 念人ト云ハ射年乃肝煎也 肝煎トハ世儀即
射年乃奉納也 東邊ヨリ儀杖杖ノ 儀杖杖ノ 見タリ 念人ト云フ 儀杖杖ノ 上右禁中
乃射礼賭弓亦見タリ 儀杖杖ノ 新儀式モ見タリ

一 廳ホウ 御ミ 坊ボウ とも云々 旧記 あり 伊勢国 幡入 常志 返
其云 廳御坊 御室 此 御門 跡 あり 法ホウ あり
人 あり 御 在 廳 中 坊 官 あり 田 あり 廳御坊
中 あり あり

一 半 守護 乃 子 跡 差 親 基 日記 細川 阿波 入道 和泉 半
守護 系 松 高 法 師 干 時 加 賀 半 國 守護 と 見 へ たり
一 として 守護 云 公 將軍 家 あり 云 作 付 武士 を 諸 國 へ 下
し へ 半 國 々の 惣 支配 を 出 人 を 云 せ 守護 と した へ
ハ 和 泉 五 半 國 惣 支配 を する 人 を せ 守護 と 云 あり 一
國 の 惣 支配 する 人 ハ 守護 と 云 あり

一 家司ケイジ 役 云 公 家 元 乃 家 老 の 役 を 云 義 教 氏 脈 記
家司 役 云 見 へ たり

一 引付 方 奉 行 云 引付 元 乃 子 之 評 定 元 乃 下 司 あり
政 所 へ 出 時 此 日記 を 記 一 古 例 等 を 書 置 け 云 惣
し 引付 云 云 其 時 々の 日記 之 引 後 日 乃 記 持 行 用
ら 為 書 置 け 付 一 記 一 付 之 評 定 の 次 身 を 帳 面
書 置 け ぬ ぬ 役 を 引 付 元 云 あり

一 油 持 云 公 卿 参 内 社 々 等 此 行 列 を 記 一 たり 所
油 持 あり 車 の 軸 上 守 殿 等 油 持 行 行 役
人 之 袖 して たり 書 置 け あり

伊勢所母
伊勢所母
伊勢所母
伊勢所母
伊勢所母

一 出車衆乃子車子乗て後より供出る人上車を供
給する系る人を出車衆と云紀河原勸進猿樂日記
云上様伊勢所母御輿也出車衆伊勢所母云出車衆
トハスイヤノ衆ト云スイヤノ云ありヒトたすヒトハ副
車ト書倭名抄公漢書註云副車曾閉久俗云此度後
乗也又花を御供云出車をハ公方大流ガ御
人上給ふ御人給御あつて是人給御ハ人上車
を供し給ふるを云之人給乃車ト云御車を
し人給御云云御たるあり

一 公方人 公方者の子 公方人ハ御格カク勤コ日明ニチアケ也

のりあり 公方者ハ御刀者カチヤ御雜色サカシキを云あり
と鎌倉年中のりあり御なり

一 御さくひ方右筆子系と聞書云御さくひ方右筆
と云あり 年中定例記云法をうひ方とハ御返し
乃物を云御さくひ方を公方極とハ御返せられ是を
御さくひとハ此流叙換也法をうひ乃乃同明元と
ハ年足りあり 又云御返しのりハ法をうひの流とハ
ハ法返しと云今ハ法をうひの流とハ御返
禮と云御さくひ下物を云御して是くを公方極と云
法返ありて御さくひ也是ハ公方極は自身より取れり

らひるふ人の依り此役を規模しす也と有り物
るるに下也右章ハもきり也

一^外と乃右章の事同記。とれ右章下条取とあり
との右章といは外乃字之誤と云ひ方乃外を云也
外松むきの心之はと云ハ公方松木のりり物を法没
無ししと有り也

一かおちりの事同記云かおちり
ら物ハ唐土より有りたりたり也唐物乃公魚上
中下れ目を目利成る有り也是皆法たらむの返礼
侍使を以公家大名を以法處らり物有り

一御出奉行乃事旧記見たり文明十二年正月十日之
親長卿記云室所殿年始御冬内勸修寺大納言^{御出}
年中恒例記云御出乃事右乃事乃方内五人御先
へ何公仕り、是は中納言を以しき意也若公御官系
の時出を以しき中納言を以しき意也若公御官系
乃きやんを以しき中納言を以しき意也若公御官系
有り自衛云御出奉行とハ今世上御目付流るる下
也

一西ヤノトヤ女房れり旧記ハ此名目所又ハ
一云後名堂上も有り南時而誕生此中法乳人

あてもある也 仰當家より走るべき若雜
色をさうてくく唱られしや

一 執事代り改所方引付云々 三年改所家人
方信濃守貞通引付元干時執事代云々 又改所
執事代干時松田丹後守長秀云々 管領一人
執事一人 鑓倉年中行事見たり 是管領一人
管領一人 當職也
是を云々 執事代を考れば 改所云々 家人乃内
筆代を執事代と定られしや ありし
是を云々 執事代を考れば 改所云々 家人乃内
筆代を執事代と定られしや ありし

一年家老宿老 雜掌 何誰代事貴殿
仰書案雜々云 細川友年家老 白山取家老

同書云伊勢守代 何し云々 康富日記 康正元年十一月廿日 呂文
條 伊勢守代有家改所代 行久云々

元武承 宿老 山名 宿老 一色 石 同 以 之
これハ三職四職乃宿老内者ハ年家老又ハ
宿老ト以テ之ニ云々 雜掌古又ハ何
誰代ト云ハ之被管トハ別ニ

一 高家之事 京都御軍家云々 名目ハ
や舊記見えず 仰當家より元和元年
京を定められしや ありしや 元和元年
初ハ大隈兵部大輔基宿吉良上野女義弥大
右京亮基重ハ三人云々 仰付ありし 見えず

官位と部

官位の... 限... 公家の... 武家の... 知... 旧記... 武家...

一 官位... 職... 禁中... 勤... 役... 官... 職... 大内... 内... 役... 官...

名もろり 職もてある也

位ト云ハ
座居ト云
事也座ノ
字ケラト
ヨム座居ル
次オノ法也

一 位ト云ハ禁中カテ引座ある時座あるの事也座居ル
法也一位ハ一番めし位ハ二番め三位ハ三番め座居ル
為り定まりしより也 位階ト云ハ位乃る也

一 官を以て作付を任するト云 兵庫乃し任する伊豫乃し任する
あど云は也 職を以て作付を以て補するト云 侍而別命
補する花人頭を補する 花人所の法也 西殿内侍あり ありト云 然也

一 位を以て作付を叙するト云 正三位叙する正五位叙する
此らあど云は也 略して從五位叙するを叙爵ト云

一 権官ト云ハ 権大納言 権中納言 又ハ 何れも 権助 権頭 及び
之も也 権は けりト云 女定り 人教の ありト云 人教を以
て 任するを 権乃 何ト云 也

一 兼官ト云ハ 一人ノテ 二の 官に 任し 二役を 勤むを 云

一 前官ト云ハ 前大納言 前左衛門 等 ありト云 之も 也 然レハ
大納言の人 大納言を 辞退して 位ありト云 官あり 時 前
の大納言ト云 也 外 官も 是も ありト云 知レ

一 散位ト云ハ 非冬 後ト云 右の 前官 ありト云 也 散位ハ

一 官位昇進ト云ハ 官位 降く 上の 官位 ありト云 此の ありト云
是也 進の 字も ありト云 之も あり也

シヨクシヤウ

一 官乃後日付とありてを蔵掌と云

一 一宗二宗と云親王乃位也一位二位と云一同するをれと

七 親王位を八宗と云長下の位を八位と云親王と天子

乃正二男三男又八位兄弟親王と云るを八宗ある也

一 除目と云官を任する時の改る也二月八縣九の除目と云

縣トハ十カ

ノ子ニ諸國

ヲカザル國司

ヲ仰付えん

故ト云

諸王乃國司を任せる秋ハ宗官除目と云宗官長久人

を官に任せる也又除目と云除目と云除目と云るも大

長除目の時但せず節令を以て任せる也但大長節令と云

一 叙位と云二月五日六日の時以て是八人より位を叙す

時の改る也近代ハ叙位除目と云後述す

一 節會と云天子出而ありては前まで長下は登壇を下

され而酒宴あると云元日の節令白子の節令踏歌の節令

豊明會立后節令立坊節令任大長節令など云々あり

ありと云叙式ハ西云記出抄に記述あり根原後醍醐天皇

年中乃るあどと云書よくハあり思ふ

一 上郷と云大臣大中納言の門は會しては禁中の公より乃

乃を勤る人をさうと上節より也

一 内条外条と云禁中公事を以て日の多きを内条と

云外条より上郷なる也外条ハ内条の次まで内条の

法をむする位也是も常ニ云あるは南日計り也

多を羅 同者云 知トハ大 臣トハ大 行ノ公交 言ヲ止仰 止云其日 御ト云

史記本紀日王以上編禮管仲云

一 長橋局と云ハ勾当内侍の 女中也女中内侍月と
 云定あり天子の御側より勤り侍也云々云々侍と云
 其次を典侍と云中宮を掌侍と云其の掌侍四人あり四
 人の内分乃掌侍を勾当内侍と云勾当内侍の長らる
 後其の名を長橋局と云後三人の掌侍ノ上ニ氏を以て
 内侍侍者内侍を云也四人の内後ありし方を新内侍と云
 勾当内侍勅を以てて書けり文を女中書と云ゆつ
 醫者十の官位ありハ勾当内侍の二改して上中侍と云
 女中書乃るを内侍宣す也 内侍宣ラダイシセント云ハ又別
ノ名ニ書ニトス
 一 長政園白と云ハ二の名之と長政とハ天子御側が 歿を

園白ノ字 ミヨニイ 女帝を正座の時大臣より人治しろとを以て天下の改を
 あつたり あつたり 元弘ノ人をも也 あつたり 天子十九の御年まで治しろと
 云 あつたり を勤て十六の御年より治しろとの役をやつて天子は自ら
 改を治しひひと云 あつたり 時松又治しろとの
 治免なくして下の改をまつけり あつたり 園白と云也 あつたり 時二
 の宣下と云 あつたり 其の時位は改分よりまづ第一番めを治す
 へき中より御付より園白の字を一乃人とも云也 あつたり 天子は年十五
 まづハ長政と云 あつたり 其年十六より園白と云 あつたり 勤め方ハ同し也
 一口宣と云ハ あつたり 其の時長者を何の位に成程を編有を御
 下 あつたり 職の方より あつたり 上御下 あつたり 其の状を

天子の御母也何の院と云号をかり 皇太后院

一 東之とも皇太子とも天子の御嫡子也御家

御母也又ハ坊ともあり春宮とも云

一 女御とも天子の御子也後中宮御母もあり

也御妻とも云云中宮御母もあり

也御妻とも云云天皇御母也中宮御母也

一 公卿ともハ中宮とも云云御母もあり

一 公卿ともハ中宮とも云云御母もあり

大御言中御言とも云云御母もあり

四位とも御言とも云云御母もあり

御言參儀とも一位系三位以上のもの也

相とも云也又月御とも云御上人とも云

一 御上人とも四位五位六位以下ハ昇殿ハあり

昇殿をかりて昇殿する人をハ御上人とも云

一 昇殿をかりとも云ハ禁裏の御殿の上ハあり

也とも云昇殿をかりとも云ハ白砂を指す也

又昇殿ありぬ人御上の間あり少敷とも云

一 堂上とも云ハ昇殿をかりとも云

一 堂上とも云ハ昇殿をかりとも云

也れとも人を云堂上とも云

皇太后院

中宮御母

中宮御母

中宮御母

中宮御母

中宮御母

中宮御母

一位ハ官ハあり又卿

御上人ハ聖客とも云

昇殿ハありぬとも云

御上人とも云

禁裏の御殿の上ハあり

白砂を指す也又昇殿

ありぬ人御上の間あり

昇殿をかりとも云

昇殿をかりとも云

昇殿をかりとも云

右儀左儀右儀兵庸なるの於時武吉也大臣をこし
武吉もあまの何事か文官也

一 即位と云ハ祭服殿と云ハ皇太子也即位して

天下の人こゝ知れせ規式を正して天子の即位所より

一 踐祚と云ハ即位と云ハ皇太子内と云ハ即位

所より云ハ踐祚と云ハ皇太子内と云ハ即位

一 大嘗会と云ハ即位の由を日本神の先けたるは神

もるは神中より云ハ也大嘗会なる

一 国母と云ハ天子の母を云ハ也

一 天子の御衣を玉衣と云ハ衣冠を天衣とも云ハ心を

天機と云ハ御衣を衣襟と云ハ先く先くを敬意と云ハ感

一 是ら等を敬意と云ハ御衣を道徳と云ハ御衣を

勅諭と云ハ勅諭と云ハ御衣を御衣を御衣を

御裁許と云ハ天裁勅諭と云ハ御衣を御衣を御衣を

と云ハ勅諭と云ハ御衣を御衣を御衣を御衣を

崩御と云ハ御衣を御衣を御衣を御衣を御衣を

位を御衣と云ハ御衣を御衣を御衣を御衣を御衣を

と云ハ御衣を御衣を御衣を御衣を御衣を御衣を

衣冠を御衣と云ハ御衣を御衣を御衣を御衣を御衣を

衣冠を御衣と云ハ御衣を御衣を御衣を御衣を御衣を

勅由判官なるも時ハ主人ノ意ケビイシテ推非遠使尉ヲ判
官ト云時ハもぐ久ト意係義ヨシ經も檢非遠使尉ト云
し故もぐ久ト意ト云也

一 官位ハ唐名ト云ハ中書ト云ハ中書乃唐名ハ中書ト云武部
の唐名吏部ト云兵部ハ唐名ハ武庫ト云掃部ハ唐名
ハ洒掃ト云也也見ハ唐書ト云官日本ハ中書ノ部
多ク似ルハ中書ヲ中書ノ唐名ト云也ハ外ハ官位ト
ハ也日本ハ官名ヲ檢テ唐ノ官名ヲ用テハ平式ト云
キト也唐名ハト云ハ職主抄ト云書ト云見ト云
至親將軍ト云ハ凡俗人ハ官名ト云ハ唐名ト云ハカシ

官職難
儀曰大周
ト所息
ト開白ラ
持申サレ
先時申也
所也取ナ
ト禪問
ト申ナリ

らやま名ナキありし也人唐記見スナリ又伊博書
辨州ト云佐和也佐和ト云ハ唐名ト云ハカシ

一 大周ト云ハ開白ハ人ト云ハ法新ト云ハ禪問ト云也
原氏長者ト云ハ原氏ハ内ト云ハ官位ト云ハ人
原氏ト云ハ限ト云ハ京ト云ハ佛ト云ハ平ト云ハ官位ト云ハ人
ト云ハ何ハ長者ト云也是ハ天子ト云ハ臣ト云ハ

一 淳和院特学院別當ト云ハ淳和院ハ原氏ノ学文所ノ
名也原氏ハ長者ト云ハ人ト云ハ学文ト云ハ死ト云ハを別由ト云
將軍ト云ハ原氏ハ長者ト云ハ人ト云ハ学文ト云ハ死ト云ハを別由ト云

ありり也又ガリス学館院ウチノと云橋子の学文所也後世堂上
后橋子ウチノ後下ウチノ依橋子の長者ウチノか一後世九條殿学
館院別角ウチノ成り也梅子乃社家ウチノも八橋子才九條殿
小付ウチノ随下官位乃形ウチノをみる也依九條殿ウチノのつづ
橋子の長ウチノのゆくウチノ来ウチノる之九條殿ウチノの若弟ウチノあり

一今时武家のトモカラ中四位トモカラ成トモカラるを四品と云トモカラのあやまり也四位下
云トモカラへくる也親王の位トモカラを二品三品トモカラなり云トモカラ五位をトモカラ宗
ト云諸王トモカラ位トモカラのトモカラ位トモカラを一位二位三位トモカラなり云也
官位令義解トモカラ云親王トモカラ稱トモカラ尔者別於諸王也トモカラあり親王の
位トモカラをトモカラ下トモカラ云六法王トモカラ位トモカラの位トモカラとトモカラりトモカラありトモカラ也トモカラハリ物トモカラ先

諸王高見王
ナリノ類也

一今武家の四位を累と云トモカラりトモカラ多トモカラ世の風俗トモカラを随トモカラ之トモカラ一

一今武家トモカラノ宰相トモカラト云ハ中各トモカラ冬トモカラ議也宰相トモカラ冬議トモカラの吳

名也関東人ハ宰相トモカラハあ海トモカラ祓トモカラくトモカラ冬トモカラ議トモカラト云トモカラるトモカラ名トモカラぬトモカラらトモカラり

一如木トモカラト云ハトモカラいトモカラやトモカラしトモカラきトモカラ者也白張トモカラをトモカラ見トモカラて公家トモカラの位トモカラをトモカラぬトモカラる

者也履トモカラ傘トモカラちトモカラをトモカラ持トモカラ川トモカラ邊トモカラ也白張トモカラト云ハ白布トモカラの物トモカラ也

如木退紅トモカラト云ハ義教トモカラ公トモカラは元服トモカラ記トモカラトありトモカラ如木トモカラト云ハ

退紅トモカラト云ハトモカラ也トモカラ一者トモカラの腹トモカラ之退紅トモカラハ桃色トモカラ澤トモカラ布トモカラの物トモカラ也

それトモカラをトモカラ見トモカラる退紅トモカラト云ハ又トモカラ冬トモカラ赤トモカラくトモカラ少トモカラ思トモカラふトモカラありトモカラそれトモカラをトモカラ見トモカラる退

紅トモカラト云ハトモカラ也退紅トモカラ履傘トモカラちトモカラをトモカラ持トモカラ川トモカラ邊トモカラ也退紅トモカラハ

公家トモカラト云ハ本トモカラ禁トモカラ云トモカラるトモカラをトモカラ一トモカラ也今时トモカラ公家トモカラ我トモカラト云ハ

西三糸仕衣
束抄云退紅
白丁是等ハ
下部ノ看物
笠持皆持キ
着物也退紅
ハ能トモカラカトモカラ具
スル也

東鑑卷十一 建久三年 五月三日 頼朝ノ奏狀云縦雖頼朝身有其卷之時者自公家何無中今以

被及傷宮主法師之念想奉致馬公家下署 是比自林手裏ヲ持シテ 公家ト云也
後鳥羽院宸記 其時天子順德院ノ中子ヲ公家ト書タヘ

公家府ト云ハ禁裏公家ト云也

禁裏ヲ公家ト云ハ將軍公家ヲ
公方ト云因ニ自稱ニハアラス
トヨリテテテテテテテテテテテ

一位署書乃子書札乃部ト云也

一侍讀トハ天子ノ御學文を司クモシテ

一一人ト書テ

一官位乃左実ハ官職秘抄又祓系抄又百寮訓要抄

一執負ト書テ

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一女官ト書テ

一御負ト書テ

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

一御尉佐ト云ハ換非遣使佐の唐名也

幕首ノ字本ナリ幕ヲモ用ト云

右乃非参後乃冬後ハ大中御方参後ト云参後ノ事ニテハカ
クハカキマシカリト云ルトモシクハカ 官名ノ冬後ホモカ
クハカ

一職事散事ト云フ職事トハばとむキ、役後ありてモ

官ノ事ヲ云フモトモトモ切御位もあり散事ト云フモ

ヘキ役後なくモ官ホシテ位トクハ成ラズ云子ホシテハ

位乃ト云フモ 職事乃ニ字シキジトモカ人ノ事也職事散

一善通事定行事乃ト云フ人下ノ部ニカス

一陰陽家ハカハカ家あり安倍氏賀茂氏也安倍々

土師ノ号ノ賀茂ハ勘解由少路ト号ス 名未通リ字安倍ハ

加茂ハ在 切解申テ今ハ林宗表トハ位ト云 東南都少あり

幸徳井ト号ス 昔ハ安倍ヲ定行ト云

禁色ノ事
前モ記ス

一禁色乃事枕草紙ひまのり云六位の能人後を云

ト云レハ君キミを云レトモ之トモモカハハカヤ

又同書云カチ又同書云カチ又同書云カチ又同書云カチ

人ナリ之ハハカヤノ事トモモカハハカヤ

志ケマヤハカヤノ事トモモカハハカヤ

己ハハカヤノ事トモモカハハカヤ

一官太史ト云フ官ハハカヤノ事トモモカハハカヤ

前記シカハ非参議ト云フハハカヤノ事トモモカハハカヤ

ハカヤノ事トモモカハハカヤ

ハカヤノ事トモモカハハカヤ

一 讓位ジヤウイハ天子の内位ナイイを太子タイシに譲タテマツル事也
 一 受禪ジュゼンハ太子タイシ父帝チカドより天子の内位ナイイを譲タテマツル事也
 一 避位ヒイイハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 一 公事コウジハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 一 諸王シヨウワウハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 一 高見王タカミノミ高望王タカノボシ經基王ツネノキなど
 一 親王シンノウハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也

親王シンノウハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 其親王シンノウの内位ナイイを諸王シヨウワウより去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 一 内親王ナイシンノウハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 一 法親王ホウシンノウハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 一 入道親王ニウダウシンノウハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 一 出道親王シュツダウシンノウハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 一 皇孫親王クニミマシノウハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也
 一 皇孫親王クニミマシノウハ天子の内位ナイイを去サケリて他國タカクニに遷ウツリル事也

至也其後太上天皇ニ布衣始ト云事アリ所在位ノ時ハ巾冠巾袍又時ヨリテ
巾直衣ヲ召スナラシム仰院居ナサレ太上天皇ニナリ至ニテ後布衣帽子巾侍衣ヲ
始テ召ルノ布衣始ト云也所在位時ハ巾烏帽子巾侍衣ヲメサルハ曾テ
ナキナリ布衣ハ侍衣事也名目抄ニ巾烏帽子事ヲ云テ巾侍衣事ヲ
記シタニハサレ名目抄ノ作者東山左大臣雲照公ノ在世文安康平比ハ侍衣ヲ
召ルニ支ハナシ巾烏帽子巾直衣ヲ召ルナリニシテ歟

一北面始名目抄ニ云上皇之後始而被召置彼輩ヲ云也 彼輩トハ北面ヲ云也北面トハ上皇ノ侍ナリ上北面トハ五位ナリ下北面トハ六位也此北面ノ侍ヲ始テ召置ルニラ北面始ト云ナリ

一殿下ト稱ルルハ唐ノハ皇后太子等ヲヤク殿下ト云

天子をヤクハ陛下ト云ト同義也日本ノも上古ハ皇太子

を指テ殿下ト云ハ也公式令ノ人スルニ然ラシ後代ヨク

開白を指テ殿下ト云ハ也成リ是ハ一條院の時代ノ

仰堂開白道長公ハ天子の巾外威ヲ權威ニ強クリ左

詔諛乃人ノ道長公をヤクハ殿下ト稱ルルハ也

以本儀例ノありテ開白を殿下ト稱ルルハ也

一木鳥ト云官乃事官職秘抄乃壺井義知ノ頭書ニ云木鳥之意

俗説區々也皆不足信用必不可取也春宮舍人之中兼左右

衛門尉之者是木鳥也兼左者云左木鳥兼右者云右木鳥

江家次第其外實録所見但木鳥之字義不分明俗説多比皆

不當也云

一番長ト云美教公巾元服記云隨身番長一人番

頭八人下臈之巾隨身五人ト云云有也近衛府官

の下役將曹府生番長近衛ト云役人あり此中番

何エハ木鳥ト云フワケ知レヌナリ

何エハ木鳥ト云フワケ知レヌナリ

何エハ木鳥ト云フワケ知レヌナリ

何エハ木鳥ト云フワケ知レヌナリ

何エハ木鳥ト云フワケ知レヌナリ

何エハ木鳥ト云フワケ知レヌナリ

番長トシヨリテ長近衛を随才トシヨリテみめ、くせらるる之番長トシヨリテと近衛トシヨリテ
トシヨリテ近衛倉人トシヨリテ氏近衛ト云役人左右之近衛府トシヨリテ六百人不と

ある内八人弓馬の速者トシヨリテあつてゑんて番長トせらるる中一人隨身トシヨリテの長トシヨリテより左をせらるる之番長トシヨリテに隨身トシヨリテと云なり

一番トシヨリテ流トシヨリテとハ右トシヨリテ云を流トシヨリテと云役乃内めてもりしらだちたつ者トシヨリテを番流トシヨリテと号し八人隨身トシヨリテより左をせらるる是を中筋トシヨリテの隨身トシヨリテと云なり公私翰書トシヨリテ云番流トシヨリテとハ別也

一トシヨリテ下筋トシヨリテの御隨身トシヨリテト云は是も右のと流トシヨリテと云役

又衛府ト斗モ云ナリト云トヨム

乃内五人を随才トシヨリテみめ、くせらるる之近衛トシヨリテ斗唱トシヨリテて是を下筋トシヨリテ乃隨身トシヨリテと云平トシヨリテれと流トシヨリテを流トシヨリテと云隨身トシヨリテ也一假所トシヨリテ隨身トシヨリテと云を流トシヨリテれは隨身トシヨリテの外トシヨリテよりしはすいふくを右トシヨリテとせしをかり乃隨身トシヨリテと云なり

一衛府侍トシヨリテとハ左右近衛乃役所トシヨリテを流トシヨリテ府トシヨリテ云衛府乃侍トシヨリテハ禁中トシヨリテにかし近衛府の内將監将曹番長番流トシヨリテと云等ハ禁裏トシヨリテより將軍家トシヨリテに在る是を近衛官人也流府の侍トシヨリテハ禁裏トシヨリテより在らず武家の人トシヨリテなるれとも隨身トシヨリテのトシヨリテとく弓を持矢を以馬トシヨリテと云なり流府乃侍トシヨリテと云るなり

